
プロジェクト **金融商品に関する会計基準の検討**

項目 **「金融商品に関する会計基準の改正についての意見の募集」に寄せられた主なコメントの概要**

本資料の目的

1. 当委員会は、我が国の金融商品に関する会計基準の開発（改正）に着手するか否かを決定する前の段階で、適用上の課題とプロジェクトの進め方に関する意見を幅広く把握する目的で、2018 年 8 月 30 日に「金融商品に関する会計基準の改正についての意見の募集」（以下「意見募集文書」という。）を公表し、2018 年 11 月 30 日まで広く一般から意見を募集した。
2. 本資料は意見募集文書に寄せられた主なコメントの概要を紹介することを目的としている。

主なコメントの概要

3. 意見募集文書に対して寄せられた主なコメントの概要については、以下の順番で次ページ以降に記載している¹。
 - (1) 全般的事項（質問 2、質問 3、質問 4 および質問 7）
 - (2) 識別された論点および適用上の課題について（質問 5）
 - (3) 記載されていない論点および適用上の課題について（質問 5）
 - (4) 開示について（質問 6）

なお、概要に記載した回答者の略称およびその立場については、別紙 1 に記載している。

¹ 当該概要については、必ずしも回答者が回答した質問番号の箇所に記載しておらず、便宜的に記載箇所を変えているものがある。

(全般的事項 - 質問2、質問3、質問4および質問7)

金融商品に関する会計基準の開発の意義について

4. 金融商品に関する会計基準の開発に着手することは、我が国の会計基準を高品質なものとするにつながり、国内外の企業間の財務諸表の比較可能性を向上させることに寄与し得ると考える。
 - (1) 金融商品に関する会計基準の開発に着手することは、幅広く利害関係者の意見を集約する機会となるため、それが会計基準の高品質化につながるものと考えられる。
 - (2) 我が国の金融商品に関する会計基準は、設定以来、抜本的な改正が行われていないが、IFRS および米国会計基準においては、金融商品に関する会計基準の大幅な改訂を行っており、結果として国際的な会計基準と我が国の金融商品に関する会計基準に差異が生じている。このため、金融市場の環境も変化していることも踏まえ、国際的な会計基準との整合性を図って、我が国の金融商品に関する会計基準の開発に着手することは、国内外の企業間の財務諸表の比較可能性を向上させることになると考えられる。
 - (3) 金融危機で顕在化した Too Little Too Late 問題へ対応するために開発された IFRS 第9号と、新基準の内容が近づけば、金融機関の財務健全性に関する国際比較が容易になる。
 - (4) 連結グループ全体での経営管理指標の一本化を考えた時に IFRS での統一が考えられ、単体の日本の金融商品に関する会計基準と IFRS とに異なる取扱いがある現状においては、日本基準から IFRS への組み替えや2つの基準をフォローし続ける必要があり、過大な実務負担となっているため、実務負担を解消する観点でも改訂に賛同する。
5. 金融商品に関する会計基準の開発に着手することは、我が国の会計基準を高品質なものとするにつながる可能性があるが、国際的な会計基準との整合性を図ったとしても、国外の企業との財務諸表の比較可能性の向上は、一定程度に留まる可能性が高い。
 - (1) IFRS および米国会計基準は、重要な部分で異なっている事項が多く存在し、国際的な統一ルールは現在ない。また、IFRS 第9号の適用が始まってから間もない中、多数の論点が挙げられているほか、米国会計基準の改正金融商品に関する会計基準は一部がまだ適用されていないため、どちらがより高品質であるとは必ずしも言えない。よって、国際的な会計基準との整合性を図ったとしても、

国外の企業との財務諸表の比較可能性の向上は一定程度にとどまる可能性が高い。

6. IFRS 第 9 号をそのまま取り込むとした場合は、我が国の会計基準の高品質化および財務諸表の比較可能性の向上には寄与しない可能性がある。IFRS 第 9 号をそのまま取り込むことは、生保業界に大きな影響を与え、ひいては投資家の意思決定に資する有用な財務情報の提供には繋がらないおそれがあるため、反対である。仮に開発に着手する場合でも、影響度を見極めつつ、慎重に検討を進める必要がある。
7. 国際的な整合性の向上を目指した我が国の会計基準の開発により、会計基準の高品質化が進むか否かは、どちらともいえない。
 - (1) 金融危機時などに予想信用損失モデルによる減損処理がかえって恣意的に運用されるリスクが懸念され、保守的な日本基準に比べて一概に高品質とは言い切れない。
 - (2) 債券については、償却原価法の適用の線引きが曖昧で恣意的になる。
 - (3) IFRS 第 9 号と同様な会計処理に対応するコストなど、一般企業へ新基準を導入する実務上の負担が重い。
8. 金融商品に関する会計基準の開発に着手することに反対する。
 - (1) IFRS は、すでに任意適用が認められており、本基準を必要とする企業は、順次、適用を進めている。その他の企業について、「高品質化」や「比較可能性の向上」を目的として IFRS の考え方を導入する意義は乏しく、IFRS の任意適用も含め、現行の我が国の会計制度の枠組みを引き続き維持することが適当である。
 - (2) 我が国の金融商品に関する会計基準は、導入後 20 年を経過しているが、金融危機時も含め、大きな問題は発生しておらず、十分に高品質なものとして定着・機能している。
 - (3) 金融機関において、会員からの出資に基づき、日本国内の限定された地域において事業を展開している協同組織金融機関とグローバルな事業展開をしている銀行等では、その規模や特性が異なることから、別の会計基準を設けるべきである。
 - (4) 信用組合の事業範囲は、日本国内の限定された地域であるため、グローバルな事業展開をしている企業等に対する会計基準との整合性を図る必要性は乏しいと考えられるため、会計基準の改正のメリットとして挙げられている「金融危機時以降に改正された国際的な会計基準との整合性を図ることになり、国内外

の企業間の財務諸表の比較可能性を向上させることに寄与し得る」は、信用組合においては該当しない。

- (5) 労働金庫は、非営利原則及び会員に対する直接奉仕の原則に基づき設立・運営されており、また、労働金庫への出資は、株式と異なり、時価により取引されることはない。よって、第三者が労働金庫へ投資することは現実には起こりえない。労働金庫の事業範囲は、日本国内のみに限られており、国際的な財務諸表の比較可能性が求められることもない。

また、労働金庫への出資者である労働組合等が労働金庫の財務諸表を利用する目的は、自らの出資が労働金庫の事業運営に適切に使用されているのかを確認するためであり、投資家のように投資先を選定するためではない。今回の改正は、国際基準による企業価値計測を表すものと言えるが、国際的な財務諸表の比較という必要性をもたない労働金庫の出資者にとっては、その利用目的に適うものではないし、むしろ時系列比較の観点からの理解を妨げるものとなりかねない。

- (6) 基準開発により、融資や余資運用におけるビジネスモデルへの影響やシステム構築などにより、法人への負荷および適用に際する混乱は極めて大きなものと想定され、国内で活動する企業や非上場企業にとっては、導入コストを上回るベネフィットが得られるとは考えにくい。

- (7) IFRS は、我が国の中小企業金融の特性と整合していない。そのため、融資姿勢が消極的になり、金融仲介機能を阻害するおそれがあると懸念される。これらの影響は、単に金融業の問題にとどまらず、一般事業者も含めた日本経済全体に波及する問題と考えられるため、慎重に議論されるべきである。

9. その他、下記の意見がある。

- (1) 会計基準の開発に着手するという方向性を基本的には支持する。ただし、財務諸表に求められるのは、第一に、実態を適正に表示する機能であり、それは「比較可能性」よりも優先される。国際的な会計基準の品質が劣るという点を踏まえれば、「比較可能性」を持ち出すのは賢明な発想とはいえない。

10. 本件開発の検討に至った場合において考慮すべき事項について、下記の意見がある。

- (1) 国際的な整合性を図ることに過度に傾倒した検討にならないよう、留意が必要である。

- (2) 会計基準が高品質なものであるためには、投資家の意思決定に資する有用な財務情報が提供される必要があり、比較可能性を重視して国際的な会計基準の取扱いを採用する際には、我が国固有の取引慣行を十分勘案したうえで、経済実態を適切に反映するか否かの観点から、十分に議論すべきである。
- (3) IFRS 又は米国会計基準の内容を導入するかどうかを検討するのではなく、我が国の現行の金融商品に関する会計基準を、IFRS 及び米国会計基準の内容と比較したうえで、我が国における金融商品に関するリスク管理の実務を踏まえ、全体的に首尾一貫した会計基準を開発すべきである。会計基準に準拠した会計処理を行うためのシステム対応等の技術的な課題については、その後に検討すべきである。
- (4) 検討にあたっては、まず現行の金融商品に関する会計基準の問題点を洗い出し、分析するところから着手し、IFRS と比較しつつも、実務負担を考慮の上、妥当かつ現実的な会計処理を検討願いたい。場合によっては、IASB に対し、IFRS の見直しを働きかけることも視野に入れて取り組んでいただきたい。
- (5) 会計基準の開発にあたっては、IFRS 任意適用企業へのアウトリーチを積極的に行うことが望ましい。IFRS 第9号を適用するにあたっての具体的論点が明確となり、我が国の実態に即した基準開発を進めることが可能となるためである。
- (6) 国際的な会計基準の開発段階等において寄せられたコメントも踏まえて、会計基準の変更によって得られる便益とそれによって発生する実務上のコストを慎重に分析のうえ、基準開発の要否を検討していくことが必要である。便益とコストの比較を確り行うことは、関係者の理解を促すことにもつながるため、十分な検討をお願いしたい。
- (7) 会計基準の開発は、上場企業のみならず非上場企業まで影響することに加え、個別財務諸表が税制と密接な関係にあり税務にも影響しうること、さらには分配可能額算定の観点から会社法とも密接な関係にあることも視野に入れたうえで、慎重な検討が必要である。
- (8) 金融商品は、多くの企業が保有するものであり、会計基準が開発された場合、ビジネスモデルや投資戦略、リスク管理手法、システム改修等の大きな変化が伴う可能性があることから、欧米において新基準の適用後に判明したメリット・デメリットに関する情報も取り込みながら、我が国の実務実態に即した基準開発が必要である。
- (9) 投資家に提供する情報の有用性が担保されることを前提に、金融商品の事業上

の位置付けや重要性に応じて、簡便な会計処理や開示を容認することについても検討いただきたい。

- (10) IFRS 第9号と米国会計基準には多くの差異が見られるうえ、いずれも適用が始まったばかりであり、未だベネフィットを確認できていない。仮に開発を行う場合であっても余計な手戻りが生じぬよう、適用後レビューの動向や適用企業（特に金融機関）の行動にどのような影響を与えたか、損益や引当水準にどのような変化があったか等なども見極めたうえで、慎重に検討していただきたい。
- (11) 本件開発が、我が国の会計基準を「高品質なもの」とし、「比較可能性の向上」につながるかを慎重に検証すべきである。「高品質な会計基準」とは、どのようなものが不明確であるため、検討を行うにあたっては、「高品質」の定義を明らかにする必要がある。
- (12) IFRS には原則主義が採用されており、現行の日本基準に比べて自由度が高まることで、かえって国内企業間の比較可能性が低下する可能性があることについて留意すべきである。
- (13) 金融庁「融資に関する検査・監督実務についての研究会」における、現行の引当・償却の見直し（引当への将来予測的な情報の反映等）の検討結果を踏まえたものにすべきである。本研究会の審議結果と IFRS や米国会計基準を比較し、基準開発が品質や比較可能性の向上につながり得るか、基準導入のコストを超える便益が得られるかを十分に検討いただきたい。仮に同研究会の検討結果と大きく異なる仕組みが導入される場合、銀行にとっては対応に二度手間を要することとなる。
- (14) 金融機関の公共性を踏まえ、金融商品に関する会計基準の見直しを行うことによる間接的な影響を検討すべきである。同基準の見直しの直接的な影響を最も受ける業種は金融業と考えられるが、その結果、融資行動に悪影響が生じるおそれがある。

プロジェクトにおいて検討する範囲について

11. 「金融資産の減損」について、下記の意見がある。

(優先順位は高いとする意見)

- (1) 金融危機後の会計基準の見直しにおいて、予想信用損失モデルの導入が国際的な潮流となっており、日本基準の国際的な整合性を図る観点から、開発の優先順位は高いと考えられる。
- (2) 銀行の資産の大宗を占める貸出金の評価に関連することから、優先的に検討のうえ、十分な時間をかけて議論すべきである。
- (3) 全て同時に開発するのが理想ではあるが、それが困難であれば、常に3分野の関係を意識しつつ、まずは、日本基準と国際的な会計基準との差異が大きい「金融商品の分類および測定」および「金融資産の減損」の検討を先行して行うことが望ましい。
- (4) 従来とは概念が大きく異なる予想信用損失モデルによる「金融資産の減損処理」は、金融検査マニュアル廃止後の金融機関の経営や評価と密接に関連するため、優先的に検討すべきである。
- (5) 「金融資産の減損」は、予想損失モデルを採用する国際的な会計基準との比較可能性の観点から重要である点、銀行等金融機関に与える影響が大きく、基礎データの収集等にも相応の時間が必要である点を鑑み、最も優先的に検討すべきである。
- (6) IASB および FASB が世界的な金融危機の際における減損の認識への批判に対応するため、将来予測的な予想信用損失モデルを導入したことを踏まえれば、日本基準においても国際的な会計基準と同様のモデルの導入を検討することは、金融危機等の有事にも対応し、かつ財務諸表間の比較可能性を向上させることにつながると考えられることから、「金融資産の減損」が重要と考える。

12. 「金融商品の分類および測定」について、以下の意見がある。

(優先順位は高いとする意見)

- (1) 「金融資産の減損」の検討に当たっては、減損の対象となる資産や測定基礎を特定する必要があることから、「金融商品の分類および測定」のうち「金融資産の減損」に関連する部分については、「金融資産の減損」と同時または先行して検討する必要がある。なお、「金融商品の分類および測定」については、幅広く実務への影響が生じると考えられることを踏まえ、慎重に検討すべきである。
- (2) 全て同時に開発するのが理想ではあるが、それが困難であれば、常に3分野の関係を意識しつつ、まずは、日本基準と国際的な会計基準との差異が大きい「金融商品の分類および測定」および「金融資産の減損」の検討を先行して行うことが望ましい。
- (3) 「金融商品の分類および測定」は、「金融資産の減損」の要求事項の対象となる金融資産の範囲（例えば、「金融資産の減損」の要求事項の対象範囲に、有価証券やオフバランス項目を含めるか。）や測定方法（例えば、「金融資産の減損」の測定方法に、実効金利に基づく貨幣の時間価値の反映を織り込むか。）にも関連し得るため、「金融資産の減損」とあわせて検討すべきである。

(優先順位は低いとする意見)

- (4) 「金融商品の分類および測定」については、IFRS 第9号の考え方をそのまま取り込んだ場合、現行と比較すると純損益や純資産の変動が大きくなり、投資行動や財務戦略に影響を及ぼす可能性がある。特に生保業界にとって業種別21号（責任準備金対応債券区分）および満期保有目的の債券の取扱いは、特に重要な論点である。こうした会計上のミスマッチを解消するための手当てが不可欠となる点を踏まえれば、開発に向けた難易度は高く、優先順位は低いと考えられる。

13. 新基準の開発プロジェクトを開始する時点では、特に優先順位を付けず、可能ならば「金融商品の認識の中止」を含む4分野で、同時に検討を進めるべきである。

- (1) 各分野とも現行基準から大幅な改訂となるうえに、相互に関連する検討項目も多いため、段階的に基準化されると新基準の全貌が解り難い。

14. 基準の見直しに反対であり、「金融商品の分類および測定」、「金融資産の減損」および「ヘッジ会計」のいずれも検討されるべきではない。

15. 「ヘッジ会計」について、以下の意見がある。

(優先順位は低いとする意見)

- (1) すべての分野を同時に検討することは困難であると考えられることに加え、IASBにおいて「動的リスク管理」(マクロヘッジ)にかかわるプロジェクトが進行中であるため、当該プロジェクトの結論を見極めたうえで、検討を行うべきである。
- (2) ヘッジ会計については、公正価値ヘッジは、IFRSと米国会計基準が同様である一方、キャッシュ・フロー・ヘッジおよび純投資ヘッジについては、日本基準と米国会計基準が同様の処理となっている状況において、ヘッジ会計の開発に着手することが果たして比較可能性の向上に繋がるのか疑問が残る。IASBにおいて、マクロヘッジに関する議論が途上の中で、当該処理に対しての手当てが不可欠となる点を踏まえれば、開発に向けた難易度は高く、優先順位は低いと考えられる。
- (3) 「ヘッジ会計」については、国際的な会計基準とは異なるものの、長年適用されてきた実務が定着しており、かつ、当該実務が会計事象や取引を適切に反映していないなどの会計上の取扱いを見直す要請はあまり聞かれないため、その観点からの緊急度は高くないと考えられる。
- (4) 「ヘッジ会計」については、他の2つの分野(「金融資産の減損」および「金融商品の分類および測定」)の方が優先順位が高いということは理解するものの、金融商品に関する会計基準の一部についてのみ国際的な会計基準との整合性を図ることには慎重であるべきであるため、最終的には「ヘッジ会計」も検討の対象とすることを明らかにすべきである。

その他、下記の意見がある。

- (5) 「ヘッジ会計」は、実務上の優先順位が高い。

16. 「金融商品の認識の中止」について、以下の意見がある。

(本プロジェクト等において一定の検討を行うべきとする意見)

- (1) 「金融商品の認識の中止」については、日本基準の財務構成要素アプローチとIFRSのリスク経済価値アプローチにより、B/Sが大きく異なってくる場合があることから、IFRSを日本基準に取り込んだ場合に考えられる影響を分析し、プロジェクトの範囲に含めるか否か検討することが考えられる。
- (2) 特定の分野に日本基準とIFRSで異なる取扱いが残る場合、不完全な形でのコンバージェンスが図られることになるため、「金融商品の認識の中止」もプロジェ

クトの範囲に含める、もしくは「金融商品の認識の中止」を今後検討する際、今回のプロジェクト対象となっている「金融商品の分類および測定」等の項目と整合性が取れる内容となるよう留意すべきである。

- (3) 米国会計基準においては、世界的な金融危機の後、適格特別目的事業体の取扱いに関する改正が行われるなど国際的な会計基準との乖離は大きいと考えられる。また、市場関係者の関心が高い分野であり、過去に基準諮問会議にテーマ提案されたものの「今後の連結・特別目的会社専門委員会の動向を見守る」とテーマ提言に至らなかった経緯がある。これらを踏まえ、連結範囲の包括的な検討まで待つべきではなく、今回のプロジェクトの検討範囲に含めるべきである。
- (4) 「金融資産の認識の中止」については、IFRS と米国会計基準の規定が異なっている。現行の日本基準は、会計基準開発当時の米国会計基準における考え方に基づいて定められたものと考えられるが、その後の米国会計基準における改正の内容は検討されていない。特別目的事業体の連結範囲と密接に関連する論点ではあるが、少なくとも米国会計基準の改正の内容や、国際的な会計基準に基づく会計処理との比較を可能とする開示の検討を行うことは必要と考える。
- (5) 「金融商品の認識の中止」は、特別目的事業体の連結範囲と密接に関連する論点である点は理解するものの、財務構成要素アプローチを採用している我が国の会計基準と国際的な会計基準の間では基本アプローチの相違があり、実務において論点になることも少なくない分野であることから、早急に他のプロジェクトにおいて検討に着手すべきである。

17. 「負債および資本の分類」について、以下の意見がある。

- (1) 負債か資本かの分類について、日本基準と IFRS には差異があると理解しており、金融商品の発行者、保有者の両者に適用上の課題が生じると想定されるため、本論点についても今後の検討対象として留意いただきたい。
- (2) 負債および資本の分類についても検討対象に含めることが望ましいが、現在、IASB において行われている議論の方向性が明らかになった時点で、我が国の会計基準の開発の可否を検討することが望ましい。負債および資本の分類を、法的形式に基づく分類とするか、会計基準に基づく分類とするかで財務諸表に大きな影響がある（例えば、優先株式や劣後社債）が、現在、IASB は、資本性金融商品の定義の明確化プロジェクトを進めている。負債と資本の分類は、規制業種における優先株式や劣後債、基金等の分類を始め、会社法その他の法規制上の取扱いとの調整が必要であり、短期間で再び見直すことが必要となる事態

は、法制度の安定上、避けるべきであると考ええる。

- (3) 我が国の会計実務における金融負債と資本（純資産）の分類は、会社法の制約から、国際的な会計基準と異なる点があり、国内外の財務諸表の比較可能性を阻害している可能性があることから、金融負債と資本の分類についても検討することが望ましい。
- (4) 今回の意見募集文書で触れられていない課題として、IAS 第 32 号との関係が挙げられる。IAS 第 32 号は、今回の検討対象ではないと認識しているが、仮に IAS 第 32 号を日本基準に取り込んだ場合、法的形態を重視するのではなく、契約上の取り決めの実質を評価することになるため、現行の純資産の部とは大幅に異なる分類となる可能性（劣後債等）がある。また、副次的な影響としては、例えば、劣後債に関しては資本に分類される可能性があるが、その場合、ヘッジ対象とならなくなるため、経済的にはヘッジ効果があるにも関わらず、会計上は、デリバティブ側のみの時価変動が純損益に認識されるというミスマッチが生じることになる。

11 項目の優先順位について

18. 「【項目 6】 予想信用損失の認識」および「【項目 7】 予想信用損失の測定」を優先すべきである。また、「【項目 4】 償却原価」もこれらに関連するため、あわせて検討することが望ましい。
19. 「【項目 1】 金融資産の分類」、「【項目 6】 予想信用損失の認識」および「【項目 7】 予想信用損失の測定」を優先すべきである。「【項目 4】 償却原価」は、「金融資産の減損」に関する項目に次いで、又は、関連して、優先的に検討すべき事項である。
- それ以外では、現行の日本基準の取扱いが、IFRS および米国会計基準のいずれとも整合していない項目を優先することが考えられる。例えば、以下の項目が挙げられる。
- 「【項目 1】 金融資産の分類」および「【項目 2】 金融負債の分類」のうち、管理上組込デリバティブを区分しているときは、区分処理することができる取扱いや公正価値オプション
 - 「【項目 8】 ヘッジの種類と会計処理」のうち、金利スワップの特例処理や振当処理
 - 「【項目 11】 ヘッジ会計の適格要件」のうち、公正価値ヘッジにおけるヘッジ非有効部分の処理
20. 3 分野の優先順位については、「金融資産の減損」が相対的には高いと考えているが、それ以上の細かな優先順位を付して、ピースミールな検討を進めることは望ましくない。

国際的な整合性を図る対象（優先的に IFRS と整合性を図るか、又は米国会計基準についても検討対象とするか）について

21. 優先的に IFRS と整合性を図るべきである（貿易会、田淵氏）。

(1) IFRS 適用国は、世界的に広がっており、上場企業に対し IFRS を強制適用とする国が過半を占めていることや、国内外の企業間の財務諸表の比較可能性を向上させるとの本プロジェクトの目的、および我が国において連結財務諸表への IFRS 適用会社数は、米国会計基準適用会社数を上回っている状況にも鑑み、優先的に IFRS との整合性を図るべきである。

22. 優先的に IFRS と整合性を図ることが望ましいが、IFRS と米国会計基準で異なる取扱いを定めている点については、米国会計基準も参考にして検討すべきである。

(1) 財務諸表の比較可能性向上の観点からは、世界的に広く採用されている IFRS との整合性を優先的に図るべきであるが、分野や論点によっては、米国会計基準の規定がより日本の実務や商慣行に適している可能性もあるため、我が国の会計基準をより高品質なものとする観点から、IFRS だけでなく、米国会計基準も含めて検討の対象とすべきである。

(2) 米国会計基準を採用する日本企業も一定程度存在することを鑑みれば、IFRS の規定のうち米国会計基準に取り込まれていない規定を、我が国の会計基準に取り込んだ場合の影響分析を実施のうえ、米国会計基準の規定を取り入れることが合理的な項目については、その会計処理を採用することも考えられる。

(3) IFRS、米国会計基準および我が国の会計基準を比較検討したうえで、より優れた基準への取れんを目指すことが、高品質な会計基準の策定につながる。

(4) IFRS と米国会計基準で内容が異なっている事項が多くあり、IFRS のみとの整合性を図ることが日本基準の比較可能性の向上および高品質化に寄与することになるとは限らない。投資家が企業業績を分析するうえで、当該企業の経営実態がより良く反映されるよう改善していくことが開発の目的になると理解しており、こうした観点からは IFRS のみならず米国会計基準についても検討の対象に含めるべきである。

(5) IFRS の全面的な受け入れと必要な規定の上乗せでは、高品質な新基準の開発は難しいであろう。まずは、IFRS の規定を一つずつ個別に検討し、①IFRS を受け入れるもの、②日本基準を残すもの、③IFRS よりは米国会計基準を参考に新しく定めるものを明確にすべきである。その後、新基準全体の整合性と品質のバランスを常に意識しながら、個別規定を決めていく他に、適切な開発方法が

思い浮かばない。

ただし、①日本の現状に配慮し過ぎたチェリー・ピッキングでは国際的な整合性が得られず、②IFRS との整合性を優先し過ぎると高品質な我が国の新基準という本来の開発目標から外れてしまう。市場関係者の様々な声を集めながらバランスの良い新基準を開発するという困難な課題に、ASBJ は正面から向き合っていたきたい。

(6) IFRS 第 9 号の適用が始まってから間もなく、また米国会計基準の改正金融商品に関する会計基準の一部はまだ適用されていないため、どちらがより高品質であるとは必ずしも言えない。金融商品の分野においては、我が国固有の取引慣行があるほか、米国国内企業は、依然として米国会計基準を使用しており世界の資本市場において一定程度の割合を占めていると考えられる。会計基準が高品質なものであるためには、投資家の意思決定に資する有用な財務情報が提供される必要があり、現行の取扱いを見直して国際的な会計基準の取扱いを採用する際には、我が国固有の取引慣行を十分勘案したうえで、IFRS と米国会計基準のいずれが経済実態を適切に反映するか否かの観点から、十分に議論する必要がある。

(7) 米国会計基準においては、実務に配慮した規定が数多く存在しており、これらを我が国の金融商品に関する会計基準に反映させることは、意見募集文書にて予備的に識別された適用上の課題の解決に資すると考えられる。

23. 基準の見直しに反対であり、我が国における商慣行や組織形態等を踏まえ、現行の日本基準を維持する対応が検討されるべきである。
24. 信用組合においては、現行の日本基準によって十分に機能・定着しているものと認識しており、国際的な会計基準を適用する必要性は乏しい。
25. 「国際的な整合性」そのものを優先すべきではない。場合によっては、IFRS の矛盾、不備について、積極的に発信することが望ましい。

国際的な会計基準との整合性を図る程度(国際的な会計基準の規定を基本的にそのまま取り入れるものとするか、又は会計基準に準拠することにより得られる財務情報が投資家の観点で国際的な会計基準と大きく異なる程度とするか)について

26. 国内外の企業間の財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、国際的な会計基準の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、比較可能性を損なわない程度で我が国の固有の事情を考慮して検討すべきである。

(1) これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で、代替的な取扱いを追加することを検討すべきである。

(2) 現行の日本基準と考え方の差異が大きい部分については、コストとベネフィットのバランスの観点も踏まえ、我が国固有の事情を反映させられるように配慮すべきである。

(3) 現行の日本基準は、我が国の経済情勢・金融市場等を念頭に設定されたものと理解されており、単に IFRS に内容を置き換えるような改訂をした場合、かえって我が国の状況を踏まえた基準とならず、財務諸表利用者にとって有用性の低下を招く可能性があるため、外部環境の変化・国際的な整合性にも一定の配慮をしつつ、本邦における妥当かつ現実的な会計処理を改めて検討願いたい。

(4) 金融商品の重要性が低い場合には、比較可能性を損なわせない範囲で簡便な会計処理や開示を容認する等、追加の取扱いを検討すべきである。

(5) IFRS 第9号の規定は、理解が難しい面もあることから、基準の趣旨を歪めない範囲で極力平易な記載やフローチャートの追加等を要望する。

27. 会計基準に準拠することにより得られる財務情報が投資家の観点で国際的な会計基準と大きく異なる程度とすべきである。

(1) 我が国の実務や商慣行を鑑みて、国際的な会計基準の本旨と大きく異なる範囲で独自の取扱いを採用することは、財務諸表の比較可能性を大きく損なうものではなく、我が国の会計基準をより高品質なものとするに寄与するものと考えられる。

(2) 我が国の金融商品に関する会計基準は、既に長年適用されてきており、これに準拠した実務が定着している。また、金融危機時以降に、ともに改正が行われた IFRS と米国会計基準の間でも内容が異なっている事項が多くあり、どちらかがより高品質であるとは言えない。このような状況下で、いずれかの規定

を基本的にそのまま取り入れるものとする、合意形成が困難となり、我が国の会計基準を高品質なものとする機会を逸してしまうおそれがある。

(3) 主に国内で活動している企業等については、海外の企業と比較する必要性は必ずしも高くないため、現行の会計基準を引き続き適用する、又は簡便な方法を許容することも検討すべきである。

(4) 国際的な会計基準と異なる取扱いが規定された場合には、注記等で比較可能性を確保すべきである。

28. 国際的な会計基準との整合性をどの程度図るかは、日本基準の在り方と関係するのではないかと考える。現在、日本基準は、約1万社近い会社において利用されていると言われており、また信用金庫など特定の業種においても利用されている。仮に日本基準の在り方が今後も同様であるならば、国際的な会計基準との整合性を図る程度については、そのような状況も配慮すべきと考える。

他方、仮に上場企業のみ適用されるものである場合（すなわち、現在日本基準を利用している企業（上場企業を除く。）には、別途開発される会計基準が適用される場合）は、より強く国際的な会計基準との整合性や比較可能性が求められることとなり、国際的な会計基準の規定を基本的にそのまま取り入れることが望まれる。

なお、海外でも、上場会社の連結財務諸表はIFRS適用を要求して国際的な比較可能性を確保しつつ、それ以外の財務諸表には現地特有の取引慣行を重視した現地基準の適用も維持することで、作成者側の実務的要求に対応する等バランスをとっている国もある。

29. 基準の見直しに反対であり、我が国における商慣行や組織形態等を踏まえ、現行の日本基準を維持する対応が検討されるべきである。

30. 信用組合においては、現行の日本基準によって十分に機能・定着しているものと認識しており、国際的な会計基準を適用する必要性は乏しい。

連結財務諸表と個別財務諸表において異なる会計処理を定める必要性について

31. 原則として、連結財務諸表と個別財務諸表で同一の会計処理を定めるべきである。
- (1) 連結財務諸表と個別財務諸表で異なる会計処理が要求された場合、連結決算の作成負担が増加することや、規制等対応に関する二重管理やシステムの複雑化につながる懸念がある等、財務諸表作成者に過度な実務上の負担が生じる可能性がある。
 - (2) 高品質な会計基準を開発するという観点より、個別財務諸表においても適用することが望ましい。
 - (3) 複数帳簿の保有や税務調整等の負担の観点から、税法、会社法等関連諸法規との整合性について配慮、又は関連当局との調整を要望する。
 - (4) 実務的に高度な内容が求められ、財務諸表作成者へ過度な負担を強いることが予想されるため、小規模会社等で実務上対応が難しい場合を想定し、別途簡便法を定める等、実務上支障が生じないよう慎重な対応を検討すべきである。
 - (5) 個別財務諸表においては、関連諸法規等（例えば、金融機関における自己資本比率規制、会社法上の配当規制等）の利害調整に関係することが連結財務諸表よりも多いと考えられるため、個々の基準開発においてこれらを考慮の対象として検討を行うことがあり得る。しかしながら、日本基準は、これまで、原則として、連結財務諸表と個別財務諸表の両方に同様に適用されるものとして開発されてきており、金融商品会計基準の検討についても公開会社の連結財務諸表と個別財務諸表において異なる会計処理を定める必要はないと考える。
32. 国際化や比較可能性の向上の観点より、IFRS 任意適用を連結財務諸表だけでなく、個別財務諸表にも認めることで対応することも選択肢の1つとして検討すべきである。
33. 開発後の会計基準は、連結財務諸表のみを適用対象とし、個別財務諸表は適用対象とすべきではない。
- (1) 国内外の企業間の財務諸表の比較可能性を向上させることが必要とされるのは、金融商品取引所に自社の株式を上場している会社等が作成する連結財務諸表等に限られると考えられる。他方、例えば、非上場会社が作成する個別財務諸表等については、その必要性が乏しいと考えられるため、既に実務として定着している現行の日本基準を継続して適用することが、財務諸表作成にかかわる費用対効果の観点から望ましい。

34. 連結か個別かという観点ではなく、金融資本市場での比較可能性と、そもそも比較の対象となる会社等であるのか（比較対象としての有用性）という観点で検討すべきである。
35. 個別財務諸表への適用については、連単一致で作成したい IFRS 適用企業と、そうでない企業の双方で利害が異なると考えられるが、国際的な比較可能性の観点で適用する必要性は乏しいため、IFRS 適用企業に限って IFRS による個別財務諸表の作成を認めるのが適当と考える。

また、実務上、個別財務諸表に特有の論点がないかを検討したうえで、必要に応じて個別の例外処理を定める必要がある。例えば、税法や会社法等の日本国内規制、連結仕訳で相殺される子会社株式等の取扱いなど、十分に考慮する必要がある。

その他

36. 適用対象企業の範囲について、下記の意見がある。
- (1) 企業の特性によっては、基準開発によるベネフィットが生じないことも踏まえ、過度な負担が生じる項目や実効性が乏しい項目については、適用対象企業の範囲について検討すべきである。
 - (2) 欧州や米国において、国内基準行、非上場銀行もしくは協同組織金融機関が、IFRS を適用しているか、実態を踏まえることが必要ではないか。
 - (3) 国際的な会計基準との整合性を図るために、我が国の会計基準を見直す過程で、特に財務諸表作成者側から、全ての企業が適用することは困難であるとの意見が出る可能性がある。そのような場合、中小企業あるいは非公開企業などが選択可能な代替的処理を検討することが望ましいと考える。
37. 適用時期および経過措置等について、下記の意見がある。
- (1) 国際的な会計基準との整合性を図る場合には、各論点に対する方法論の検討および実務フローの導入（関連するシステム開発および内部統制構築を含む。）に多大な時間を要すると想定されるため、相当程度の準備期間を確保したうえで、強制適用時期を設定すべきである。
 - (2) 会計基準を開発する場合、我が国の会計基準と、IFRS（または米国会計基準）との乖離が大きく、事務フローの確立やシステム対応等について相当の期間を要すると考えられるため、基準の適用には十分な期間や、必要に応じて経過措置を設けてほしい。
 - (3) 実務への影響が非常に大きいため、結論を急ぐことなく相当な時間を掛けて議論を進め、納得感のある結論を出して欲しい。
 - (4) 実務負担や適用日以降の損益に重要な影響を与える場合があるため、IFRS 第1号等を参考に、適用初年度の取扱い（経過措置、実務上の便法）を検討する必要があるものとする。特に現行の日本基準では、業種別の特例的な処理が認められているため、国際的な会計基準における取扱いよりも幅広く検討すべきことが想定される。
 - (5) 会計基準を開発する場合、初年度対応は、特に幅広く検討してほしい。海外で適用された経過措置のうち、重要な支障がなかったものについては、少なくとも同様の扱いとしていただきたい。

- (6) IFRS 任意適用企業の状況や開示の見直しが行われると想定されることを考えれば、早期適用の時期についても柔軟な対応が必要である。例えば、米国会計基準においては改正により、開示の削除と追加が同時に行われた場合、開示の削除のみ早期適用できるという事例も存在することも考慮して検討いただきたい。
- (7) 適用時における遡及修正の方法について検討すべきである。具体的には、IFRS と整合させ、比較対象年度を遡及修正するか否かは選択可能とし、また、累積的影響は適用開始日における利益剰余金の期首残高の修正として認識すべきである。

38. ガイダンスの提供について、下記の意見がある。

- (1) 国際的な会計基準は、いわゆる「原則主義」にもとづいて作成されているため、国際的な会計基準との整合性を図る場合は、会計基準への理解や財務諸表の比較可能性を促進するべく、可能な範囲で、実務上のガイダンス等をあわせて開発検討することが考えられる。
- (2) 会計基準を開発する場合、詳細なガイダンスを提供するなど、周知、情報共有の機会を多くいただきたい。

39. 業種別の取扱いについて、下記の意見がある。

- (1) 現行の金融商品会計に関する実務指針においては、金融機関等が業務として行う金融商品に係る取引のうち特殊なもの及び高度なヘッジ手法を用いて行う取引の具体的な会計処理は、別途取り扱うとされている。現状、JICPA の業種別監査委員会報告が、上述の具体的な会計処理の会計上及び監査上の取扱いを明らかにしているが、金融商品に関する会計基準の開発に当たっては、これらの金融機関等の具体的な会計処理についても、検討の対象に含めることが望ましいと考える。
- (2) 我が国においては、保険契約に関する包括的な会計基準が設定されておらず、現行の枠組みにおいては、業種別監査委員会報告第 21 号「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」及び業種別監査委員会報告第 26 号「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」が適用されている。金融商品に関する会計基準の開発に当たっては、開発内容を踏まえて、保険業における取扱いを別途定めるなどの検討が必要と考える。

40. 関連法規制等との整合性について、下記の意見がある。

- (1) 本件開発は、関連諸規制に大きな影響が生じる内容であり、検討にあたっては、他の規制との整合性について十分留意してほしい。
- (2) IFRS 第9号を連結会計だけでなく、そのまま単体会計にも取り込む場合、純損益や純資産の変動が大きくなることにより、契約者配当や株式配当に影響を与える可能性がある。また、保険業法55条（基金利息の支払等の制限）や健全性規制、会社法の分配可能額の見直しが必要となる可能性があり、それぞれの定義の変更も含め、必要な手当てを施さなければならない可能性がある。また、現行の金融商品に関する会計基準導入時と同様、税法の改正についても検討が必要と考えられる。仮に現行の税法が存置された場合、IFRS 第9号は、現行税法との乖離が大きいため、会計上の利益と税法上の利益の乖離が非常に大きくなり、税務調整が非常に煩雑になることから、実態的には確定決算主義での対応が困難となる可能性がある。また、税務と会計との乖離が広がると、実務面での負担（簿価の二重管理等）が増大する。税法や保険業法との関連については、直接的には今回のプロジェクトの対象ではないと認識しているが、仮に会計基準を開発するとなった場合には、是非とも関係省庁と連携のうえ対応いただきたい。

41. その他、下記の意見がある。

- (1) 企業側の予見可能性を高めるため、今後のスケジュール感等については早期に示していただきたい。
- (2) 国内外の適用状況、事例課題等の情報提供をしてほしい。

(識別された論点および適用上の課題について-質問 5-)

全般的事項

42. 全般的事項として、以下の意見がある。

- (1) 各々の項目の「予備的に識別した適用上の課題」は、質問 2 から 4 で問われているような全体的な方針がどのようになるかによって大きく影響を受けるものと考えられる。よって全体的な方針が定まった後に、適用上の課題について改めて意見を募るべきであると考ええる。
- (2) 会計事象や取引を財務諸表に適切に反映する高品質な会計基準を開発することを最も優先させるべきであり、実務上の困難さといった適用上の課題については、その後に検討するべきである。

【項目 1】金融資産の分類

43. 金融資産の公正価値測定全体について、以下の意見がある。

- (1) 個々の金融資産の金額の重要性に照らし、重要性の低いものに関しては、取得原価を公正価値とみなす方法も容認されるよう、企業実務に配慮した検討をしていただきたい。

44. 事業モデル要件および契約キャッシュ・フロー要件について、以下の意見がある。

(支持する意見)

- (1) 事業モデル要件および契約キャッシュ・フロー要件に基づき、金融資産の分類および測定方法を定める IFRS 第 9 号の規定は、金融資産の分類および測定に当たって企業の恣意性を排除する合理的な規定であることから、我が国の金融商品に関する会計基準に取り込むことは妥当であると考ええる。

(ガイダンスの提供についての意見)

- (2) 仮に IFRS の考え方をそのまま取り入れる場合でも、現行の日本の実務とは大きく異なる可能性があるため、実務にばらつきが生じないよう、統一的かつ具体的な事例・処理を示すなどの手当ても検討いただきたい。

(実務の負担についての意見)

- (3) 特に契約キャッシュ・フロー要件については、要件判定のための新たな業務フ

ローやシステム対応、リスク管理体制の構築等、多大なコストがかかることが想定されることから、当該コストが便益を上回るか慎重な分析・検討が必要である。

(業種別の取扱いについての意見)

- (4) 仮に IFRS 第 9 号を取り入れる際には、想定される会計上のミスマッチに対処すべく、現行の業種別監査委員会報告第 21 号「保険業における『責任準備金対応債券』に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」については、存置が必要である。また、現行の日本基準における満期保有目的の債券についても引き続き償却原価測定が認められる必要がある。

(米国会計基準との比較についての意見)

- (5) 米国会計基準においては、現行の日本基準と同様に、保有目的区分による分類および測定を定めている中、コストを上回る便益があるか、慎重な検討が必要である。

(資本市場への影響についての意見)

- (6) IFRS の考え方を導入する場合には、償却原価測定から FVPL 測定へと変更になる金融資産が存在すると考えられる。適用上の課題として、測定方法の相違による財務諸表作成者の投資行動を含む資本市場への影響についても検討すべきである。

45. 公正価値オプションについて、以下の意見がある。

(支持する意見)

- (1) ヘッジ会計の厳格な要件を満たさないためヘッジ会計が適用できないヘッジ取引について、会計上のミスマッチを除去又は低減できる可能性があり、ヘッジ会計を適用するための文書化や有効性の評価を行うための負担を軽減できる可能性がある。
- (2) 国内外の企業間の財務諸表の比較可能性向上の観点からも、導入することが望ましい。
- (3) 組込デリバティブを区分処理する要件を満たす場合、組込デリバティブを区分して測定することができないか否かに関わらず、区分処理せず複合金融商品全体を時価評価することにより、事務負担を軽減できる可能性がある。
- (4) IFRS では、会計上のミスマッチ等が公正価値オプションの適用要件となってい

るが、この制約により、時として企業の金融商品の管理実態を適切に表わすことができなくなる事態が生じることが懸念される。そのため、我が国の基準開発においては、米国会計基準に準じて、公正価値オプションは、特段の要件なしに、企業の任意で選択できるようにすべきと考える。

46. 非上場株式等について、以下の意見がある。

(保有目的別の FVPL 測定を支持する意見)

- (1) 我が国における非上場株式の保有の現状を考えると、保有目的（例えば、IPO 後の売却目的の一時保有か、投資目的の長期保有か、取引関係の維持を主目的としたものか）などによって、取得原価での表示を認めるものと公正価値での評価を義務付けるものに区分することも検討に値する。コーポレートガバナンス・コードでも求められている資本コストの把握や、収益力の最大化という観点からも、投資先企業の公正価値の計算を試みるのは当然であろう。

(ガイダンスの提供についての意見)

- (2) 仮に、非上場株式等を時価評価する場合は、作成者におけるコスト負担を軽減し、利用者の理解を補うべく、具体的な評価方法等を示していただきたい。

(開示についての意見)

- (3) 上場株式とは異なり、非上場株式の公正価値は主観的に評価される部分が多いため、情報の正確性や恣意性を懸念する声も少なくないため、公正価値の見積りの前提と、毎決算期の新規投資による簿価の増加、既存投資先の評価額の増減、売却による減少などを利用者が理解できる開示規定を、同時に検討することが必須であろう。

(代替的な測定方法についての意見)

- (4) 米国会計基準においては、公正価値が容易に測定できない場合、取得原価から減損損失を控除し同一発行体の類似投資の観察可能な価格変動を加味して測定するといった、取得原価をベースとした処理方法も認められていることも考慮すべきである。
- (5) 非上場株式の測定について、一定の簡便法（ないしは省略基準）を設けることも検討すべきである。非上場株式の公正価値測定に当たり、社内での算定には限界があることから外部への委託が予想される等、財務諸表作成者においてはコスト増加が懸念されるため、財務諸表作成者にとって過度な負担とならないよう検討していただきたい。

(FVPL 測定を懸念する意見)

- (6) 株式の評価方法は、純資産価額法、DCF 法、類似業種比較法等、多様な評価方法が存在しており、単一の評価方法がないことに加え、非上場株式やファンド等については市場で容易に売却できないことから、含み損益を損益計上とした場合、客観性や実現可能性の乏しい損益が計上され、財務諸表全体の信頼性を損ねてしまうおそれがある。そのため、事業投資としての固定資産（土地）の評価と同様に、取得原価にて測定するべきである。
- (7) 非上場株式について、IFRS のように公正価値を要求することは、コスト・ベネフィットの観点や公正価値の計算の恣意性が発生する可能性がある点を考慮すると、極めて慎重に検討すべきである。
- (8) 非上場株式の公正価値測定が求められることとなると、システム構築が必要になるとともに、投資先の内部情報等必要な情報の収集等が新たに加わることから、負担が大きい。
- (9) 政策保有株式という日本特有の実務が存在している中で、国際的な会計基準の考え方を導入することについては、慎重な分析・検討をお願いしたい。
- (10) 非上場株式の取扱いについては、他の基準や現行の取扱いとの整合性も考慮したうえで、不動産投資ビジネスの実態が適切に反映されるよう、慎重に検討して頂くことを強く要望する。

(組合等への出資等についての意見)

- (11) 現行の日本基準上、組合等への出資は、多様な実態を踏まえ、契約内容や経営者の意図を考慮して経済実態を適切に反映する会計処理が行なわれていることから、非上場株式として一括りにせず、慎重な検討を望む。

47. 投資信託等について、以下の意見がある。

(投資信託等の FVPL 測定を懸念する意見)

- (1) その他有価証券に分類される投資信託については、IFRS により FVPL 測定となる場合が想定される。この場合、投資信託の基準価額の変動によっては、企業の当期純利益の短期的な変動を高める可能性があり、資本市場への影響も否定できないと思慮されるため、その影響度合いについても考慮するべきである。
- (2) 投資信託が FVPL 測定された場合、現行と比べると純損益がボラタイルになると考えられる。しかしながら、生命保険事業のビジネス特性、公正価値の変動が

ら生じる一時的な未実現損益は、「企業の事業活動に関する不可逆な成果」とは考えられないことを踏まえれば、外貨建資産・負債のマッチングを意図するものでない限り、P/L 認識すべきではない。

また、こうした金融商品に関するリスクを取りにくくなるため、投資行動が制限されかねず、会計基準の変更によって、契約者利益が低下する可能性がある。

- (3) 投資信託は、分散投資の一環として、長期保有を前提に「その他有価証券」として保有していることが多く、短期的な価格変動を損益に取り込むべきではないと考える。仮に、投資信託の含み損益が P/L 反映となった場合、リスク管理方法の変更のみならず、分散投資効果を求める長期保有ポートフォリオといったビジネスモデルにまで多大な影響を与えるとともに、ひいては預貸金業務そのものにも不安定さをもたらす。

48. 資本性金融商品にかかわる OCI オプションについて、以下の意見がある。

(OCI オプションの適用対象に投資信託等を含めるべきとする意見)

- (1) 株式投資信託については、邦銀は投資信託の形式で株式を間接的に保有しており、短期的な売却を目的としているものではないにもかかわらず、毎期の公正価値の変動が企業の業績を示す当期純利益に影響を及ぼすと、企業の経済的な実態が適切に財務諸表に反映されない懸念があることに加え、会計基準の変更により、投資信託の保有が困難となり売却が進んだ場合には、株価に対しての低下圧力となることで、わが国の株式市場に与える影響も極めて大きい。

現行の日本基準上その他有価証券に該当する、ETF を含む投資信託について、OCI オプションの適用対象とすべきである。

(OCI オプションのノンリサイクリングを懸念する意見)

- (2) ノンリサイクリングは、当期純利益の総合的な業績指標としての有用性を低下させ、我が国における会計基準にかかわる基本的な考え方との相違が大きい。我が国としての考え方は、会計基準の高品質化を目指すに当たっても堅持すべきであることから、リサイクリングすべきである。

- (3) 持合株式や政策保有株式の売却損益が特別損益に計上される方が、その影響額が明白であり、財務諸表利用者に有用な情報を提供する。

- (4) 地域金融機関は、地場産業の振興や地域貢献の観点から、地域企業の株式を長期的に保有することがあり、ノンリサイクリングにより、こうした地域企業の株式を保有しづらくなると、地域経済への影響が懸念される。

49. 組込デリバティブについて、以下の意見がある。

(主契約が金融資産の場合の組込デリバティブの一体処理を懸念する意見)

- (1) 組込デリバティブについては、リスク管理との平仄や実体経済への影響等を踏まえ、一律一体処理とするのではなく区分処理を容認すべきである。IFRSと米国会計基準で取扱いが異なることに加え、現行の日本基準の取扱いの方が、リスク管理との平仄が図られ、より実務に近い会計処理と考えられる。
- (2) IFRSに合わせて金融資産を一律一体処理とし、一部のデリバティブ内在貸出が一体でFVPLに分類された場合、貸出金を時価評価する必要が生じることから、当該コストを上回る便益があるかについては、慎重な分析・検討をお願いしたい。区分処理を許容しない場合には、帳簿価額から貸倒引当金相当額を控除した金額を公正価値とする等の簡便法を明示することも考えられる。
- (3) 組込デリバティブについて、管理上の実態にもとづく区分処理が容認されない場合には、リスク管理方法の変更のみならず、一部の複合金融商品の組成・販売が困難になる可能性がある。
- (4) 現状、区分処理している顧客向けのデリバティブ内包型定期預金・貸出金等について、区分処理が認められなくなる場合、ヘッジ会計の適用を検討する必要があるが、ヘッジの効果検証や管理態勢の構築等、実務上の負荷が想定される。

(主契約が金融資産の場合の組込デリバティブの一体処理を支持する意見)

- (5) 本論点について基準差異があるのは、国際間の比較可能性を損ねるだけであり、統一することを目指し、より現実的な解決策を見出してもらいたい。
- (6) 組込デリバティブについて、所定の要件を満たさない場合でも、管理上組込デリバティブを区分しているときは区分処理することができるという取扱いは、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について異なる会計方針を採用する機会を企業に与えることになっていたり、組成した複合金融商品に含まれる利益相当額の全部又は一部を組み込まれたデリバティブに含めて時価評価により認識するか契約期間にわたって認識するかを決定する機会を金融商品取引業者に与えることになっていたりする可能性があると考えられる。

【項目2】金融負債の分類

50. 公正価値オプションについて、以下の意見がある。

- (1) IFRS では、金融負債に公正価値オプションを適用する場合、信用リスクの変動に起因する金額から生じる FVTOCI はリサイクリングが認められないが、これでは純利益の有用性を低下させるため、開発する日本基準では修正国際基準と同様の処理とするべきである。

【項目 3】 分類の変更

51. 分類の変更について、以下の意見がある。

- (1) 事業モデルの変更として認めるための具体的な要件を定めることを検討すべきである。

【項目 4】 償却原価

52. 実効金利法について、以下の意見がある。

(支持する意見)

- (1) 企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」の開発により、収益認識について、国際的な会計基準との整合性が図られることになった。その範囲から除かれている「金融商品の組成又は取得に際して受け取る手数料」の取扱いについても、実効金利の計算に関する IFRS と米国会計基準の内容に大きな相違はないため、速やかに金融商品にかかわる収益認識についても、国際的な会計基準との整合性を図るべきであると考ええる。

(ガイダンスの提供についての意見)

- (2) 期待キャッシュ・フローの見積りに当たり、考慮することとなる当該金融商品の契約条件や実効金利の計算の対象となる手数料の範囲について、判断が容易となるように一定の目線を示していただきたい。

(重要性に応じた代替的処理についての意見)

- (3) 個別の債権ごとに手数料等を紐づけて、キャッシュ・フロー計算を行うには、多大なシステム開発が必要となることから、重要性に応じた対応が容認されることを基準上明確に示していただきたい。
- (4) 金利調整差額や「金融商品の組成又は取得に際して受け取る手数料」等が金額的に重要でない場合は、現行の日本基準のように、定額法も認めていただきたい

い。

(実務の負担についての意見)

- (5) 実効金利法は、金融商品の予想存続期間における将来キャッシュ・フローを見積るほか、契約当事者間で授受される全ての手数料や取引コスト等を反映する等、現行よりも実務負荷の高い手法であり、システム投資の増大にも繋がると考えられる。また、債券を約定単位でシステム管理しなければならないため、データ量の増加等によるシステムコストの増加が想定される。
- (6) 税務上では、定額法しか認められていないため、会計上、実効金利法が求められることになると、2種類の償却原価を管理する必要が生じる。
- (7) キャッシュ・フローに関する条件変更がされた場合、償却原価を再計算することになるが、この取扱いの採用の是非については、慎重に検討すべきである。条件変更を繰り返して継続している貸出金については、例えば、システムデータがない場合、契約書から元々の貸出条件を特定する必要がある等、当初実効金利を特定することの事務負荷が大きい。

【項目 5】 その他の分類および測定にかかわる項目

53. FVOCI 測定 of 債券の為替換算差額について、以下の意見がある。

(外貨建債券の為替換算差額を純損益に認識することを懸念する意見)

- (1) 外貨建債券の為替換算差額を純損益に認識する場合、毎期の損益に大きな変動を与え、運用方針の再検討やリスク管理方法の変更（ヘッジの方法の検討を含む）を行う必要が生じる等、実務上の負担が大きいため、慎重に検討すべきである。
- (2) 外貨建債券の為替変動部分が P/L 認識された場合、純損益がボラティルになると考えられる。しかしながら、生命保険事業のビジネス特性、外貨建債券の為替変動から生じる一時的な未実現損益は、「企業の事業活動に関する不可逆な成果」とは考えられないことを踏まえれば、外貨建資産・負債のマッチングを意図するものでない限り、P/L 認識すべきではない。

また、こうした金融商品に関するリスクを取りにくくなるため、投資行動が制限されかねず、会計基準の変更によって、契約者利益が低下する可能性がある。

(外貨建金融商品の為替換算にかかわる基本的な考え方についての意見)

- (3) 検討にあたっては、外貨建金融商品の保有により生じる外国通貨による時価の変動にかかわる換算差額の会計処理について、根本的な考え方の整理をしていただきたい。金融商品の種類（債券か株式か等）によって、為替換算差額の処理が異なることが、本質的な意味で適切であるのかどうかについて慎重かつ十分に議論すべきである。
- (4) 貨幣性資産に該当する金融商品にかかわる為替差損益の認識および為替リスクにかかわるヘッジ会計の適用の検討においては、我が国の外貨建取引等会計基準を国際的に整合性のあるものとするかどうかの検討をあわせて行うことが必要と考える。

(その他の意見)

- (5) FVOCI 測定 of 債券の為替換算差額は、IFRS と米国会計基準の会計処理が異なっている。両者の会計処理をともに認めている現行の日本基準を踏襲することも考えられる。
 - (6) 外貨建株式の換算差額の処理と同様に、OCI 処理に一本化する方向で処理を統一することが望ましい。
54. 初日損益の取扱いについて、以下の意見がある。
- (1) 現行の日本基準では、取得した金融資産又は引き受けた金融負債の時価が支払った対価又は受け取った対価と異なる場合には、当該差額はその取引の実態に応じて処理することとされている。しかしながら、具体的にどのような会計処理を行うかは必ずしも明示されていない部分が多いため、無利息あるいは低利の貸付・借入や公正価値と異なる取引価格による株式の購入などに関して、初日損益にかかわる取扱いの明確化とあわせて、「取引の実態に応じた処理」の考え方や一定のガイダンスが示されるべきである。
 - (2) 当初認識時の測定については、例えば、オフィスビルの敷金や小売店舗の預け金、預り金等の無金利での資金拠出および受入れ項目についても調整が必要となり、実務上、会計処理および管理が非常に煩雑となることが予想される。この点、コスト・ベネフィットを勘案したうえで、実務的・現実的な基準開発を検討していただきたい。

【項目 6 および 7】 予想信用損失の認識および測定

55. 債権単位での相対的アプローチでの引当金の算定について、以下の意見がある。

(債務者単位での与信管理をベースとしたアプローチを支持する意見)

- (1) IFRS における債権単位での相対的アプローチによる引当金の算定について、我が国の与信実務における影響や欧米との環境の違いなどを踏まえ、現行の債務者単位での与信管理をベースとしつつ、国際的な会計基準とも整合的な対応を可能とする余地を残すなどの配慮をお願いしたい。
- (2) 我が国の金融資産にかかわる信用リスク管理は、債務者単位で行うことが一般的であり、企業実務への影響を鑑みれば、個々の金融資産単位での信用リスク管理を一律に求めるのではなく、債務者単位での判定も認めるべきである。
- (3) 一般事業会社においては、取得する金融資産の太宗が定型的かつ反復的に行われる営業取引から生ずる売掛金等であり決済条件等も画一的であるため、金融資産単位での信用リスク管理による運用を行った場合と債務者単位での信用リスク管理による運用を行った場合とで、算定される結果に大きな差はないと考えられる。

(我が国の与信等実務への影響についての意見)

- (4) 仮に債権単位で信用リスクを測定する必要がある場合、引当金の計測手法が大きく変わることによって、銀行の与信行動に影響を与える可能性があるほか、同一債務者でも、引当金の算定方法が変わることがあることから、現場が混乱し、場合によっては、顧客との交渉に悪影響を及ぼす可能性がある。
また、リスク管理・業績管理にも債務者ごとの引当金が利用されており、行内運営にも多大な影響を与える可能性がある。
- (5) 個々の債権単位での評価では、信用リスク変化の大きい貸出(例えば、長期貸出)を行いにくくなり、審査態勢(審査基準)や営業店の貸出行動へ影響を与える可能性がある。この結果、設備投資等の長期貸出が行いにくくなるなど、取引先の資金繰りに影響を与える可能性がある。
- (6) 信用金庫等の中小企業金融においては、1つの債権にかかわるリスクだけではなく、他の債権も含めた事業者全体のリスクや根抵当・根保証、また、経営者の資質や個人資産などの背景も考慮して、総合的な判断により貸付を行っている。債権ごとに減損を行う場合、総合的な債務者全体にかかわるリスク判断要素が分断されてしまい、かえって将来予測を含めたリスクの折り込みが難しくなる。

- (7) 全く同一の銘柄であっても当初認識時点が異なる場合（追加購入等）に、それぞれに対して異なる額の予想信用損失を認識するという概念は、経営管理の実態と大きく乖離する。

(実務の負担についての意見)

- (8) 現行実務においては、自己査定結果を踏まえた債務者単位の引当金算定が定着しており、引当金を債権単位に算定するためには、債権単位の保全割付ロジックの構築や実行当初の格付データの保持といったシステム改修が必要となる。
- (9) 相対的アプローチについては、当該手法に対応するためには、どの程度の信用リスクの悪化が「著しい増大」に該当するのかといった実務上の判断基準を整理のうえ、その判断を債権毎に全て行うことになるなど、実務負荷やシステム投資等の増大に繋がらうる。

(我が国の金融市場の特性についての意見)

- (10) 日本においては、欧米ほど債権の流通市場が発達しておらず、個々の債権単位での与信管理に適した環境も十分とは言えない。
- (11) 相対的アプローチによる認識・測定については、金利のうちクレジット・スプレッドの部分がリスクフリーレートの水準によって変化しないという前提があると考えられるため、同一債務者に対し、信用リスクに応じた金利設定が柔軟に行える市場において効果があるものと考えられる。

この点、現在の日本における金融環境では、マイナス金利政策の導入に伴い、クレジット・スプレッド自体も相応に収縮しているため、相対的アプローチの考え方は馴染まず、絶対的アプローチによる信用リスク認識の方が、より実態を表わしているものと考えられる。

(その他の意見)

- (12) 現行の債権区分に応じた貸倒引当金の計上から、基本的には IFRS と同様に個々の債権ごとに測定した予想信用損失を認識する方法への変更を目指すべきである。

一方、債権区分に応じて自動的に決まる現行の日本基準に比べ、予想信用損失モデルの方が恣意的な運用が可能なことを懸念する声も少なくない。また、金融検査マニュアル廃止後の償却・引当のあり方を金融庁が検討中であり、新しいガイドラインが明確にならないと、予想信用損失モデルの導入による金融機関の作業負担も把握できないであろう。さらに、例え簡便法を用いたとしても、一般の事業会社が予想信用損失モデルに適切に対応できるのかを懸念する

声もある。この様な状況を踏まえた上で、我が国に相応しい導入方法や範囲を考慮しながら、予想信用損失モデルの導入を検討すべきである。

- (13) 予想損失モデルのメリット・デメリットを検討したうえで、我が国の減損モデルに不足していると考えられる将来の予想信用損失の測定方法に関して、財務諸表作成者が多大なコストをかけずに有用な財務情報を提供できるように検討を行うことが考えられる。

56. ステージ判定および損失見積期間の計測を踏まえた引当金算定について、以下の意見がある。

(現行の債務者区分をベースとした引当方法を支持する意見)

- (1) 現行の日本基準における正常先・要注意先に対する引当は、IFRSにおける12ヶ月ECLの概念に、また、破綻懸念先以下への償却・引当はIFRSにおける全期間ECLの概念に相当し、検証が容易で簡易な手法となっている。複雑な手法により制度運営にかかわるコストを増大させることなく、簡略な方法で適切な償却・引当を実現し、比較可能性を高めることが重要であることから、現行の日本基準を引き続き用いることも検討すべきである。
- (2) 現行の日本基準には、既に過去実績率等に基づいて正常債権引当を認識する実務慣行があること等を踏まえ、プロセスの大幅な改定を前提にするのではなく、現状の債権区分の枠組みを維持したうえで必要最小限の見直しを行うのが現実的な対応と考える。
- (3) 現在、金融庁の「融資に関する検査・監督実務についての研究会」においては将来情報を反映した引当の論点など、金融機関の創意工夫による、より良い引当のあり方等が議論されており、それら創意工夫の結果によっては、現行実務を土台としたフォワードルッキングな引当水準が実現されると考えられる。現行実務を土台とした、創意工夫によるフォワード・ルッキングな引当は、現実的かつ実現可能なアプローチと考えられる。

(実務の負担についての意見)

- (4) 現行実務を抜本的に見直す必要があり、十分な準備期間を設けないと現場での運用が混乱する可能性が高い。また、見直しにあたり、全期間の予想信用損失を算定するためのデータ蓄積の負荷等、データ整備・保存のためのシステム構築等の大きな負担が生じる。
- (5) 引当金計測の基礎となる「全期間の予想信用損失」については、信用リスク管

理上の【PD (Lifetime PD) ×LGD×EAD】が近い概念と考えるが、以下の観点から適用上の課題があると考えられる。

- ① IFRS では、将来キャッシュ・フローの割引計算 (DCF) により算定することとされているが、現行の信用リスク管理実務では、与信額 (もしくはⅢ分類額) に対して損失率を乗じることで要引当となるリスク量を計測している。このため、DCF によるリスク量計測に切り替える必要がある。
 - ② LGD と EAD については、「回収率」や「期限前返済率」などを考慮することが考えられる。リスク管理上は、これらについて保守的に勘案 (回収率については担保処分や保証履行のみを勘案し任意弁済は考慮しない、期限前返済は考慮しない等) することがあり得るが、IFRS では、保守的な計測ではなく、合理的な将来情報を反映した計測を求めているため、考慮すべき変数が増え、現行実務における計数は使用できないものと考えられる。
 - ③ 現行のリスク管理実務で計測するリスク量は、1年以内のデフォルトによる期待損失 (EL) であるため、IFRS に対応するためには、現行の PD (1年以内デフォルト確率) ではなく、Lifetime PD (全期間におけるデフォルト確率) を用いる必要がある。現行実務において、Lifetime PD は計測されていないため、新たに計測または推計を行う必要がある。
- (6) 予想信用損失を計測する際に、デフォルト後の回収見積りを考慮するが、「要管理先」や「破綻懸念先」は、単に破綻を待つ企業ではなく、ランクアップする可能性も含め支援を検討する先でもあるため、回収見積りの想定が非常に難しい。

(我が国の与信等実務への影響についての意見)

- (7) 仮に、予想信用損失の見積期間を短くするために、銀行が貸出期間を短く設定するようなことになれば、債務者の資金繰りにも影響を与えかねない。データ蓄積が進んでいない状況において、超長期の設備資金について予想信用損失を保守的に見積もらざるを得ず、債務者への与信行動に影響を与えるおそれがある。
- (8) IFRS では、現行の「要管理先」及び「破綻懸念先」以下は、デフォルト扱いであるが、現在、日本の中小企業金融では、そのような先に対して、事業性を評価し、いかに金融仲介機能を発揮するかが求められている。しかしながら、回収見込みの予測の際、企業における計画策定に恣意性が含まれる、あるいは過重な作業負担が生じるなどの影響が出てしまい、かえって金融円滑化が阻害さ

れるおそれがある。

(ガイダンスの提供についての意見)

(9) 損失見積期間の計測に当たって、IFRSにおける「全期間」(企業が信用リスクに晒される最長の契約期間)を計測するための方法論や実務フローの検討が必要となり、実務上のばらつきを抑えるためにも、ステージ判定や損失見積期間の計測を行うに当たっての一定の目線を示していただきたい。

(10) 「信用リスクの著しい増加」や「重大な財政的困難」について、詳細な定義がされていないため、金融機関ごとにステージ判定にばらつきが生じることが懸念される。

(米国会計基準との比較についての意見)

(11) 基準開発にあたっては、米国会計基準が、全期間の予想信用損失モデルを採用している点についても参考とすべきである。

(12) 予想信用損失は、債権の信用リスクが当初認識以降に著しく増大したか否かにかかわらず、債権の残存する全期間を対象として測定することを原則とすべきと考える。米国会計基準における現在予想信用損失モデルの測定基準と整合し、我が国の預金等受入金融機関等の実務に広く用いられてきた金融検査マニュアルの別表に示されている測定基準のうち、原則的な方法とも近似する。

また、当初認識時の信用リスクのデータを整備し各金融資産に紐付けて保存するプロセスの整備自体を不要とすることができる。

(業種等の企業の属性についての意見)

(13) 一般事業会社の事業形態においては、必ずしも原則的な予想信用損失モデルでの認識が適しているとは言えないケースも考えられるため、簡便的な手法や現行の日本基準における扱い(貸倒引当金)も、予想信用損失の簡便的な手法とみなしてもよいのではないか。

(その他の意見)

(14) 欧州の銀行における引当水準の適切性や与信行動の変化等を十分に研究のうえ、検討を行うべきである。

(15) 「金融資産の減損」については、特に JICPA が 2018 年 6 月 29 日付けで公表した業種別委員会研究資料第 1 号「我が国の銀行等金融機関の会計実務を踏まえた信用損失の会計処理に関する研究資料」を参考にして、銀行等金融機関及び

保険会社における現行会計実務に照らした課題を幅広く検討すべきである。また、金融庁の検査マニュアルの影響を受けて、詳細な実務慣行が形成されていることから、会計基準における基本的な考え方を整理した上で、これらの実務慣行について個別に検討することが必要である。

57. 担保に依存する金融資産にかかわる予想信用損失の認識および測定について、以下の意見がある。

(1) 米国会計基準に準じた実務上の便法（報告日における担保の公正価値が、金融資産の帳簿価額を下回った場合に、当該差額を予想信用損失として測定する方法）を認めるべきである。当該金融資産については、担保の公正価値が将来の回収可能キャッシュ・フローを反映していることから、当該実務上の便法に基づく予想信用損失の認識および測定は合理的なものと考えられ、担保価値を重視した貸付行為を行う我が国の企業において、予想信用損失を測定するための実務負担が軽減されることが期待される。

58. 直接償却について、以下の意見がある。

(1) IFRS における直接償却は、現行の実務における部分直接償却と概念が近いものとするが、現在、部分直接償却の適用は任意であり、適用している金融機関に限られる。部分直接償却については、適用の有無にかかわらず、B/S の総資産額および純資産額は変わらないため、財務情報の質が変わるものではない。一方で、部分直接償却を適用する場合には、多くの実務負担があるため、これらが強制適用になることは望ましくない。

59. 業績管理やリスク管理との対応関係について、以下の意見がある。

(1) 引当金算定に関する方法論を変更することは、業績管理やリスク管理にも影響を及ぼす可能性がある点に考慮して検討いただきたい。

(2) IFRS のステージ 2 および 3 においては、すべての対象金融資産について、その認識時に契約期間にわたる予想信用損失を一括して認識するため、その後の期間における損益計算書上、信用リスクの対価である利息収入との対応関係が希薄になる。適正な期間損益の算定の観点で、このような会計処理を受け入れることが可能であるかを検討する必要がある。

(3) IFRS においては、予想信用損失の測定方法と決算日現在の信用リスクの評価（債務者区分、内部格付等）の関連性が希薄になるため、与信管理（与信方針（プライシングを含む。）、ポートフォリオ管理等）において、予想信用損失の測定金額をどのように位置づけて、使用するかの検討が必要である。

60. 将来予測情報の反映について、下記の意見がある。

(支持する意見)

- (1) 予想信用損失会計は、将来予想される信用損失を早期に取り込むコンセプトに大きな違和感はなく、銀行の信用リスク管理の高度化にも資するものとする。
- (2) フォワードルッキングな引当方法については、早期に信用損失を認識する観点から必要であると認識しており、開発の意義があると考えられる。ただし、この場合でもコスト・ベネフィットの観点から、現行の実務を基礎として活用できる手法を検討いただきたい。

(ガイダンスの提供についての意見)

- (3) IFRS においては将来予測情報に関して、「過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報」としか記載がなく、具体的な反映方法が不明瞭となっていることから、適用に当たっては、合理的で裏付け可能な将来予測情報の策定や将来予測情報の倒産確率等への反映等、減損の測定方法につき、欧米の銀行における引当金の変動や将来予測情報の反映状況の開示等を十分に研究のうえ、実務上のガイダンスを示していただきたい。

(実務の負担等についての意見)

- (4) 人員・コストをかけて、複数のシナリオやデータ推計のためのモデルの準備が必要となり、相当の準備が必要となる。

また、具体的な反映方法が不明瞭であり、恣意性が高まると懸念され、財務諸表の比較可能性を損なうおそれがある。適切でない将来予測的な情報が利用されると、減損の合理性を損なうおそれがある一方で、将来予測的な情報のバリエーションが限定的でありすぎると、各金融機関が同様の融資行動をとり、その結果、景気変動を増幅させてしまう、いわゆるプロシクリカリティの問題につながるおそれがある。これらのバランスをとり、かつ、財務諸表利用者が容易に理解できる程度の仕組みとすべきである。

(その他の意見)

- (5) 現行の日本基準における貸倒実績率法は、過去の貸倒状況および信用リスク等の影響を加味した貸倒実績率に基づく測定であり、IFRS が求める「合理的で裏づけ可能な将来予測的な情報」を満たすと考えられ、金融商品の信用リスクなどの状況が大きく変わらない限り、継続して用いることのできる手法と考えられるのではないかと。なお、金融検査マニュアルに与える影響や、それが融資を

受けている企業に与える影響（マイナスの影響を含む）についても言及すべきである。

61. オフバランス項目のエクスポージャーについて、以下の意見がある。

- (1) ローン・コミットメントや金融保証契約等のオフバランス項目のエクスポージャーについて、IFRS では予想信用損失モデルが適用されるが、現行の日本基準では貸倒引当金の計上対象とはされず、偶発損失引当金や債務保証損失引当金の対象とされていると考えられる。このため、我が国においても、オフバランスのエクスポージャーに対して予想信用損失モデルを適用する場合には、当初認識時以降の信用リスクデータを保存するプロセスを構築する必要があると考えられるが、国際的な会計基準との整合性を図る観点からは、他の金融資産と同様に会計基準の開発の範囲に含めるべきと考える。

62. 有価証券の減損について、以下の意見がある。

(代替的な処理方法についての意見)

- (1) 負債性有価証券の減損においては、帳簿価額と時価との差額を損失とする簡便法や、高格付の債券は減損の認識・測定を不要とするなどの例外規定を認めるべきである。

- (2) 負債性有価証券の減損については、現行の日本基準における強制評価減が税法上でも認められ、実務に定着していることも考慮する必要がある。

IFRS における減損は、信用部分の差額を補足することを目的としていると考えられるが、現行の日本基準においても、信用が大きく損なわれた場合には、強制評価減による損失計上がなされるため、整合性を図る必要性は高くないと考える。また、IFRS における引当金は、将来キャッシュ・フローの割引現在価値で考えているが、公社債については、そもそも市場価格があるため、貸出金のように割引現在価値で考える意義に乏しいと考える。

- (3) IFRS における資本性金融商品の OCI オプションのノンリサイクリング処理を、リサイクリング処理に修正して導入することが適切と考えるが、その場合には、IFRS では対象とされていない有価証券の減損についても検討が必要になると考える。

(実務の負担についての意見)

- (4) 債券は約定ごとには管理されておらず、債券については外部あるいは内部格付との紐付けも行われていない例もある。そのため、過去データの整備・復元と

いった事務負担やシステム投資等が必要となり、特に移行時にかかる負荷が大きいと予想される。

- (5) 税務上は、個別法ではなく移動平均法と総平均法のみしか認められていないため、会計と税務で管理方法が泣き別れることで二重管理が必要となる可能性がある。

【項目 8】ヘッジの種類と会計処理

63. 公正価値ヘッジについて、以下の意見がある。

- (1) ヘッジ対象の帳簿価額調整等が新たに必要となるため、システム改修等を含め、相当の負荷が想定されることから、現行の日本基準の取扱いを認めるべきである。

64. 金利スワップの特例処理および為替予約の振当処理について、以下の意見がある。

(金利スワップの特例処理および為替予約の振当処理の廃止を懸念する意見)

- (1) 金利スワップの特例処理や為替予約の振当処理については、リスクマネジメントの実態を反映しており、財務諸表上有用な情報提供となると考えられるほか、金融機関・非金融機関双方において深く浸透しており、当該処理の撤廃は、デリバティブ市場の縮小に繋がる可能性がある。
- (2) 金利スワップの特例処理や為替予約の振当処理を廃止した場合、デリバティブの時価算定等、リスク管理態勢やシステム構築、決算プロセスの変更等の影響は甚大であると予想されることから、金利スワップの特例処理や為替予約の振当処理を継続的に認め、実務上の混乱を出来る限り緩和すべきである。
- (3) 金利スワップの特例処理が認められない場合、貸出金をヘッジ対象とする場合にも公正価値ヘッジとなる。その際には、貸出金の公正価値評価が必要となり、困難な場合、金利リスクヘッジができなくなる。この場合には、長期の固定金利貸出が実施できなくなるおそれがある。
- (4) 振当処理・特例処理は、我が国において金融商品会計が基準化された際、従来の実務に対する配慮から経過措置として「当分の間」容認されている規定である。今回の基準開発にあたっては、当初の基準開発時と比較した場合の環境変化や、容認規定を廃止した場合における企業の経営管理面に与える影響といった視点での分析が必要ではないか。

(5) 振当処理を認めない場合、為替予約等によりヘッジした結果、実質的に為替変動リスクにさらされていない債権・債務についても、期末日レートで評価されて財務諸表に反映されることになる。特に有利子負債については、期末日レートによって見かけの有利子負債が膨らむことにより、企業格付に影響を与えることも想定される。また、本基準開発が大企業のみならず中小規模の企業も含めた、広く一般事業会社において使用されることを鑑みると、実務的な配慮から振当処理・特例処理を認めることも検討すべきと考える。

(6) 現在、「投資信託および投資法人に関する法律」における投資法人は、金利スワップの特例処理を多数利用しており、投資法人の導管体としての特性等から、本特例処理が適用できなくなった場合には投資法人の運営に支障をきたす懸念があるため、現行の日本基準を支持し、金利スワップの特例処理を廃止する検討をすることについて強く反対する。

(金利スワップの特例処理および為替予約の振当処理の見直しを支持する意見)

(7) 金利スワップの特例処理や振当処理については、ヘッジ手段としてのデリバティブは、ヘッジ対象とは別の契約であるにも関わらず、ヘッジ対象と一体処理されるため、相殺表示の要件を満たさない限り金融資産と金融負債は貸借対照表において総額で表示するという原則に反しており、我が国の会計基準を高品質なものとするという観点からは、検討に値する。

(その他の意見)

(8) 金利スワップの特例処理や為替予約の振当処理継続が難しい場合は、決算プロセスへの影響も考えられるため、即座に基準を変更するのではなく、段階的な変更(例えば大企業と中小企業で適用時期を変える等)としていただきたい。

65. 包括ヘッジについて、以下の意見がある。

(1) 邦銀においては、現行の日本基準における包括ヘッジ会計(業種別ヘッジ会計)がヘッジ運営の実務に深く浸透しており、日本のリスク管理の実態を適切に表現できる基準とするよう、IFRSにおける一般ヘッジの枠組みで、どの程度現行の実務が対応可能か、詳細な検討が必要である。

(2) IFRSのヘッジ要件を満たすために、一部現状のオペレーション変更の可能性があることに加え、非有効部分の測定方法の検討や損益(PL)のボラティリティの増加に対する新たなリスク管理態勢の構築が必要になる。従って、ヘッジ会計の導入の検討に当たっては、実務対応可能性について、慎重な検討を行っていただきたい。

- (3) 生命保険会社は、不特定多数の保険契約者に対し、契約時に固定された予定利率を保証する保険契約に基づく債務を負っているため、固定金利付き負債としての性格を有する保険負債の市場金利の変動による理論価格を相殺できるよう、報告第 26 号「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」を存置いただく必要がある。
- (4) 日本では保険契約の会計処理を取り扱う会計基準がないため、保険負債の会計処理は保険業法に基づいて行われている。国際的な会計基準に整合した保険契約に関する会計基準の開発は現在のところ予定されておらず、保険負債については保険業法に基づく現行の会計処理が継続されることを踏まえ、金融商品に関する会計基準の改正後も、包括ヘッジの取扱いを、当面の間、維持していただきたい。
- (5) 現行の例外規定については、金融システムの安定のため、維持するべきである。

【項目 9 および 10】ヘッジ手段およびヘッジ対象

66. ヘッジ手段について、以下の意見がある。

- (1) ヘッジ手段について、適用上の課題として、「実務上困難と考えられる点等は特段ないと考えられる。」とされているが、IFRS と同様の会計処理に変更する場合、一定の実務負担（切り替えの負担を含む）が発生することは、念頭におくべきである。
- (2) CDS は、ヘッジ会計上のヘッジ手段に位置付けることが困難であるため、結果的に CDS を使った信用リスクのヘッジ活動に対しヘッジ会計の適用が困難な状況となっており、手当が必要である。

【項目 11】ヘッジ会計の適格要件

67. ヘッジ非有効部分の処理について、以下の意見がある。

(ヘッジ非有効部分の損益処理を懸念する意見)

- (1) ヘッジ非有効部分については、測定方法の検討や損益(PL)のボラティリティの増加に対する新たなリスク管理態勢の構築が必要となる可能性があり、慎重な

分析・判断をお願いしたい。非有効部分については、ベースス・リスク、期限前償還リスク等の影響を測定・認識する必要があり、リスク管理態勢やシステム構築、決算プロセスの変更等の検討が必要になる可能性がある。本来の目的であるデリバティブを活用したリスクヘッジが困難となり、デリバティブ市場の縮小に繋がることのないように慎重な検討をお願いしたい。

- (2) 公正価値ヘッジ取引を行った場合、ヘッジ非有効部分が純損益に計上されるが、仮に国債をヘッジ対象とした場合、一般的に金利スワップがヘッジ手段となる。この場合、国債とスワップの金利変動は完全に一致せず、非有効部分が必ず生じる。完全に一致するヘッジ手段がない中、金利リスクを管理するための行動にもかかわらず、場合によっては純損益が大きく変動することとなる。

(ヘッジ非有効部分の損益処理を支持する意見)

- (3) 公正価値ヘッジにおけるヘッジ非有効部分については、ヘッジ全体が有効と判定されヘッジ会計の要件が満たされている場合であっても、繰延処理する合理的根拠はないと考える。また、ヘッジ会計について、国際的な会計基準の改正の動向を踏まえてリスク管理との整合性、対象拡大又は簡素化を図るに当たっては、ヘッジ非有効部分を当期の損益として処理することが前提となると考える。

(米国会計基準との比較についての意見)

- (4) 米国会計基準では、非有効の概念を廃止していることも含めて検討すべきである。
- (5) 金利リスクにかかわるヘッジ関係について、完璧なヘッジ有効性を想定することができる一定の場合には、例外的に、米国会計基準におけるショートカット法等の実務上の便法を用いることを認めるべきである。

68. ヘッジの有効性の評価について、以下の意見がある。

- (1) 「ヘッジ対象とヘッジ手段との間に経済的關係があること」とあるが、どのような判断に基づいて評価を行えばよいか、教示してほしい。現行の日本基準には、「(ヘッジ対象とヘッジ手段の) 変動額の比率が概ね 80%から 125%までの範囲内であれば、高い相関関係がある」との判断基準があるが、IFRS では、判断基準がなく、各行が妥当とする基準に差異が生じてしまうと考えられる。
- (2) 「比率がおおむね 80%から 125%までの範囲内」という定量的規定は明確で分かり易いので、維持すべきである。

69. ヘッジ会計の中止について、以下の意見がある。

- (1) 予備的に識別された適用上の課題に記載されている「バランス再調整」という用語は、より平易かつわかりやすい表現に変更したうえで基準開発をすべきである。
- (2) バランス再調整等については、複雑な要求となってしまうため、日本基準の見直しにあたっては実務的な対応を検討されたい。
- (3) 「ヘッジ比率の調整」は合理的であるので、導入すべきである。

(記載されていない論点および適用上の課題について-質問5-)

70. 未収配当の認識時点について、以下の意見がある。

(1) 未収配当金については、IFRS および米国会計基準では、権利確定日に認識するが、現行の日本基準では、市場価格のある株式について、権利落ち日に見積計上することを原則としており、基準差異がある。また、その他資本剰余金の処分による配当（配当財産が金銭である場合に限る。）を受けた場合や、その他利益剰余金の処分による配当を受取配当金として計上すると明らかに合理性を欠くと考えられる場合の取扱いは、我が国の会計基準特有のものである。

現行の日本基準の会計処理を継続すべきか、IFRS および米国会計基準と整合的な会計処理とすべきか、検討が必要であると考えます。

(2) IFRS に準じて未収配当を配当決議日で認識した場合、配当権利落ち日において受け取るであろう配当の額だけ保険負債を増加させている特別勘定の生命保険等において、ファンド資産の評価額と対応する保険負債の金額に乖離が生じる。

(3) IFRS の収益認識である配当の金額が確定するまで収益計上をしない場合、基準価額が配当の金額分下落することになり影響する。

(4) 現行の日本基準上、株式配当金は、支払を受けた日の属する事業年度に認識することも例外的に認められている。投資先からの配当時期や金額に関する情報を収集することの実務上の困難性は、今後も状況に変化はないとみられることから、引き続き従来同様の配慮が必要と考えられ、新基準においても当該規定は許容すべきである。

71. 子会社株式および関連会社株式について、以下の意見がある。

(1) 個別財務諸表における子会社および関連会社に対する投資の会計処理は、国際的な会計基準と異なる点がある。子会社株式および関連会社株式は、定義上は金融資産に該当するものの、事業投資の性質を有することから、金融商品会計の範囲として扱うか否かについての検討を踏まえ、どのような評価方法が適切かを判断する必要があると考えられる。

(2) 「子会社株式」「関連会社株式」については、基本的に連結財務諸表上は相殺されるため、個別財務諸表特有の論点である。この点、IFRS は、個別財務諸表を対象としていないことから、「子会社株式」「関連会社株式」について、他の資本性金融商品と同様に分類・測定を行う必要性はなく、検討対象から除外されるべきである。

72. 信託および組合等への出資の会計処理について、以下の意見がある。

(1) 信託および組合等への出資の会計処理は、その状況により、様々な方法が定められているが、かなり複雑なものとなっており、必ずしも首尾一貫した考え方に拠っているとは言えない。特別目的事業体の連結範囲と密接に関連する論点ではあるが、少なくとも個別財務諸表における考え方を整理し、首尾一貫した会計処理を定めることが必要と考える。

73. 金融資産と金融負債との相殺について、以下の意見がある。

(1) 金融資産と金融負債の相殺について、議論の対象とすべきである。デリバティブや一定の金融商品の相殺は、国内外の企業間の財務諸表の比較可能性の観点から検討すべきであるとともに、国際的な会計基準間の相違については、開示により比較可能性を確保することを検討すべきと考える。

74. 内部取引のヘッジ手段指定について、以下の意見がある。

(1) IFRS および米国会計基準では、外部取引をヘッジ手段として指定することが要求されており、内部取引を介してヘッジ手段を指定することが認められなくなる場合には、適用上の課題として、リスク管理方法の変更（ヘッジ対象とヘッジ手段となる外部取引を紐付けるためのシステムの改修およびヘッジ有効性の評価方法の変更を含む。）を行う必要があると考えられる。

(2) 内部取引が最終的に同一条件で対外取引につながられているようなケースは、ヘッジ会計の適用が可能と考えられることから、実務上の混乱を避けるべく、内部取引についてもヘッジ手段の指定が可能であることを基準上明確にしたい。

75. ヘッジ対象のリスク要素について、以下の意見がある。

(1) LIBOR の提示が継続する限りにおいては、Sub-LIBOR 取引について、リスク要素に分解してヘッジ対象に指定可能と明記すべきである。Sub-LIBOR 取引について、リスク要素に分解してヘッジ対象に指定することができない場合、新たなリスク管理態勢やシステム構築等の整備が必要となり、影響が広がる可能性があるため、基準上も上記取扱いについて明確にしておく必要がある。

76. 信託の連結の取扱いについて、以下の意見がある。

(1) 信託の連結に関する取扱いについて、同時に検討する必要性が高いと考える。信託は、通常、「会社に準ずる事業体」に該当せず、実務対応報告第 23 号「信託の会計処理に関する実務上の取扱い」により、子会社および関連会社に該当

する場合を除き連結対象とされていない。

連結会計基準の見直しがないうまま、IFRSと同様の会計処理を金銭の信託に適用した場合、「その他」目的で運用する金銭の信託の多くがFVPL測定になるものと考えられる。この点、IFRSや米国会計基準においては、金銭の信託も含めて連結対象となると考えられ、信託の連結に関する取扱いの見直しが行われな
い場合には、財務諸表への影響が、他の国際的な会計基準を適用した場合と大きく異なる可能性がある。

(開示(表示および注記事項)について -質問6-)

検討の進め方

77. 開示については、基本的には、会計処理とあわせて検討すべきである

- (1) 我が国の会計基準を開発する場合、現行よりも判断や見積りの要素が増えることが想定され、国際的な会計基準との整合性を確保するため、注記事項についても、量および質の観点から充実化が必要となると考えられる。
- (2) 例えば、予想信用損失の認識および測定は、不確実性の高い見積りを要するため、企業の実務に多様性が生じると考えられる。財務諸表利用者が企業の経営者による見積りを理解できるよう、予想信用損失の認識および測定に関連する信用リスク管理や予想信用損失の認識および測定に関連するインプット、仮定および見積技法に関する情報を注記事項として開示することは必要不可欠であると考えられる。
- (3) 個々の会計処理がある程度は固まらないと、開示についての具体的な検討が難しいことは理解できるが、会計処理と開示を同時に検討しないと、最適な答えに近づけそうにないものも少なくない。従って、会計処理の検討に時間をかけ過ぎた結果、開示の議論が不十分な新基準の公開草案が公表され、開示規定は施行までに定めるとして新基準の公表後に検討が先送りされることがない様に、可能な限り、会計処理と同時に検討することを要望する。

78. 開示については、個々の会計処理を検討した後で検討すべきである。

検討にあたり考慮すべき事項

79. 開示に関する全般的事項について、下記の意見がある。

- (1) 国際的な会計基準の基本的な原則を取り入れることを出発点とすることが望ましい。ただし、IFRS 第9号における開示は、他のIFRSの開示と比較してもやや過大であり、特に一般事業会社においては過重なものと考えられる。このため、これらの開示を我が国の会計基準でも求めることはコスト・ベネフィットの観点から適切ではない可能性もある。
- (2) 開示について、IFRSと同様の項目を要求することは、財務諸表作成者にとって過度な負担を強いることが想定され、特に注記事項については難解な内容が多く含まれることから、財務諸表利用者の声も広く聞き入れたうえで有用な開示情報となるよう、検討を進めていただきたい。

80. 業種等企業の属性への配慮について、下記の意見がある。

- (1) 金融業に対してのみ開示を要求する等、各企業の実態に応じたコストと便益との衡量を十分に踏まえた適切なレベルでの開示内容としていただきたい。
- (2) 財務諸表利用者の属性は、上場企業であればプロの投資家などの市場参加者であるが、非上場企業や株式会社以外の組織形態では必ずしもそうではなく、企業の実態によって大きく異なることを踏まえ、適切な検討がなされるべきである。

81. 実務の負担への配慮について、下記の意見がある。

- (1) 連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しない等、個別財務諸表に対する注記作成の負担削減を検討すべきである。
- (2) 重要性を考慮して記載を省略する等の取扱いを認めることを検討すべきである。

82. その他、下記の意見がある。

- (1) 開示例を可能な限り示すべきである。

以上